

別表第三 協同組合等の表（第二条、附則第十九条の二関係）

名称	根拠法
共済水産業協同組合連合会	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）
漁業協同組合	
漁業協同組合連合会	
漁業生産組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与其他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）	
商工組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律
商工組合連合会（会員に出資をさせるものに限る。）	
商店街振興組合	商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百一十一号）
商店街振興組合連合会	
消費生活協同組合	消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）
消費生活協同組合連合会	
信用金庫	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）
信用金庫連合会	
森林組合	森林組合法（昭和三十二年法律第三十六号）
森林組合連合会	
水産加工業協同組合	水産業協同組合法
水産加工業協同組合連合会	
生活衛生同業組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせるものに限る。）	
生活衛生同業小組合	
生産森林組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与其他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）	森林組合法
船主相互保険組合	船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）
たばこ耕作組合	たばこ耕作組合法（昭和三十二年法律第三十五号）
中小企業等協同組合（企業組合を除く。）	中小企業等協同組合法
内航海運組合	内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）
内航海運組合連合会	